

(9) 協業経営と会計方法の問題点

内田 昭修・井上利志栄

(福岡県農業試験場)

協業経営の問題点

農林省は実験農場の研究目的として大型機械の技術体系を確立すること、協業経営上の問題点を摘出し、これを検討することの二つをとりあげている。技術体系の確立に関しては、すでに1カ年間の研究によつて大いに成果があがりつつあると思われるが、協業経営を確立するという点、あるいは経営研究という観点からみると、そこには非常に困難な問題が生じている。

協業経営確立のための研究領域には、先ず社会経済学的な問題、土地制度、家族制度、あるいは農村の封建性などに関する制度上や法律上の問題がある。次に農場内での経営技術、たとえば作業方法や会計方法などの問題がある。作業方法の研究は技術研究と密接な関係があるが、本年これに関する調査を若干行なつたので、この結果については別に掲載している。

次に、協業経営には色々な形態が考えられる。たとえば完全協業か部門協業か、単なる機械共同利用の組織をとるのかが問題となる。

以上は協業に関する一般的研究領域についてであるが、この農場ではこれに加え、次のような特殊な社会的問題点と経営経済の問題点があつて、これが協業経営の確立に大きな障害となつている。すなわち農場を設置しようとする20haの耕地区画内に、たまたま耕地を持ち合せていたという属地的な条件のみで、農家は協業経営に参加することになつたので同一部落に住む農家94戸のうち、その一部の26戸だけが協業経営に参加し、ほかに特別な社会的結合条件がないのに結合の形をとらねばならないことになつた。このことは、協業を推進するうえにおいて社会的見地からの農家構成という点で問題となつている。次に経営経済上の問題点として、従来経営面積が2ha以上の専業農家、1ha前後の兼業農家、更に0.5ha程度の通勤兼業農家など、農家としての性格が甚だしく異なる。また経営組織の点では、養豚や養鶏などの有畜農家、普通作とわら加工の農家などがあり、保有労力の点でも豊富な農家と少い農家がある。このような経営条件の違いは協業

経営の形態をどのように決定するかについて農家意見の統一を困難にする原因となつている。更に、農場関係面積が大は173aから小は15aまで、それぞれ大きな開きがあることは農場の運営に関心の高い農家と薄い農家とが生ずる結果となり、これが協業経営の推進に大きな支障をきたしている。また参加農家の殆んどが、大は160a、1戸平均で約60aの大なり小なりの農場以外の圃場や養畜部門などの個別経営部門を持つていて、個別経営部門の規模が大きい農家ほど個別経営の労力と協業経営に対する出役とが、特に農繁期では激しく競合をきたす結果となつている。

会計方法の問題点

協業経営はその会計方法の確立なくしては確立しないという表裏一体の重要な関係にある。農場では最初の会計対象として本年の麦作についての収益配分を行つたが、ここでいろいろな会計上の問題点が生じ、協業体はこれについて充分検討するだけの余裕がなかつた。これは最初の協業の試みであつたことや、協業の態勢が充分にはとれていなかったことなどの理由で、止むを得ないことであつたと思われる。

会計経理上の問題点は、大別して労働配当と出資配当(この農場では土地配当)の二つにしばられると思うが、労働配当に関しては労務管理の方法がその基本となる。従つて先ず農場の本年麦作における労務管理や土地配当の経過について概述すると、農場出役の記録は5つの作業班の各班長の責任において行い、各班員の出役内容を明らかにした。労働配当に関する細部については36年9月に開かれた総会において、出役は時間単位(日単位としない)で記録し労賃は8時間出役に対して一般作業の男500円、女400円、機械のオペレータなどの特殊作業の単価はあとで決める。配当は出役者個人名義で行わず農家単位に行うこと、などが決められている。本年7月になつて特殊作業に対する単価が検討され、オペレータは8時間1,000円、その他の機械作業従事者(本年の例では乾燥機技術作業のみ)は8時間800円という結論が出された。麦は農協を通じて販売し、肥料や農薬などの生産資材も農協を

通じて購入した。そして農場の会計係は農協職員が担当したので、本年麦作りに関しての最終的な経理は農協によって行われている。

本年は最初の年であつたので、農場に必要な堆肥は参加農家がそれぞれの関係面積に比例して供出する方法を原則とした。しかし、割り当てを受けた量だけの堆肥の供出ができない農家は速成堆肥の材料としての稲わらを供出したが、このように農家によって堆肥や稲わらの供出量が異なるので精算の段階では止むを得ず堆肥や稲わらを評価して、その代金を支払う方法を取り、農場経理では費用として計上した。

農協が行つた経理の最終的結果は、生産物などの収入が2,119,263円、肥料、農薬、その他の諸経費が労務費を含めて1,927,014円（うち労務費965,105円）で、差引き当期利益金は192,249円となつている。利益金は10a当たり900円の土地配当として処分された。

以上は会計経理の経過概要であるが、これを検討して得た会計方法の問題点を整理すると

1) 労働配当に関する問題点

①労働配当の基本となるものは労務管理であるが、5人の作業班長による出役状況の把握に正確を欠いた点があり、その整理は麦の収穫が終了してからなされた。出役の記録は労働配当の資料となるものであるから、記録を終えたカードはすくなくとも毎月の月末、出役の多い月は半月別に整理して、その都度出役者の確認を経て、経理を担当するものにとこおりなく提出される必要がある。②こうすることによつて労働配当は出役の日から1ヵ月おくれぐらいに仮払いする方式を採用できるだろうが、本年では最後の精算を行つた8月中旬まで支払いが行えなかつた。③作業別の賃金単価は一般作業と特殊作業とを区別することは必要であろうが、機械技術作業（本年の例では乾燥室技術作業）については検討の要がある。④性別賃金単価は、今後特に機械作業方法が確立されるにつれて、一般作業が質的に平均化されると考えられるので、そう

なれば更に検討を要すると思う。⑤作業時期別に、具体的には農繁期と農閑期別では賃金単価を別に決める必要がある。でないとならば農繁期は出役希望者がなく農閑期は必要以上に希望者が多い結果となつている。⑥1日の労働時間が8時間とか10時間を超過するときは、その超過時間分についての単価は平時と同一であつてはいけないと思う。

2) 土地配当に関する問題点

労賃部分を含めた剰余金（一般的な呼び方では所得部分）を、どのような率で労働配当と土地配当にすべきかは、協業経営における経理上の基本問題とされているが、この農場の例のように労賃単価を先に決めておいて、出役を要した時間によつて労働配当部分が決まる結果となる方法は、労働配当を優先するという考え方は妥当であるとしても、土地配当に関しては無計画すぎる。土地配当と労働配当とは対立関係にあるが、この農場のように出役や土地提供面積に農家間の差が甚だしい協業体であるほど対立関係は深刻化すると考えられるので慎重を要する問題であると思う。今後大型機械による作業方法が確立されるにつれて、労働の生産性をもつと高くなるであろうから労働の評価はそれにつれて高く行ふのが妥当であろうと思う。

3) その他の会計上の問題点

①機械設備などの償却資産については、試験期間を過ぎてからのことも考えに入れて、将来使えなくなつたときの買い替え資金として償却費を積み立てる必要があると思う。②協業体の運営費を何等かの方法で計上する必要がある。また役員や経営事務に関する報酬が考えられる必要がある。③自給生産資材（本年の例では堆肥や稲わらなど）については、今後農場で必要な量は農場経営内部で生産する方法を考えるべきである。農場の土地生産力を増進するためには、それが可能であるような土地利用方式や、理想的には協業体での用畜部門の確立が望まれるところであるが、前述したように社会的、経営経済的な特殊問題が解決されなければ、これが確立には多くの困難を伴うであろう。